

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度資金不足比率

国保国吉病院組合

(単位：千円)

項 目	数 値 等	備 考
地方公営企業法適用区分	法適用企業	
特別会計名	病院事業会計	
事業区分	病院事業	
算定時点	令和2年3月31日現在	
(1) a - b - c - d - e - f (-g)	244, 805	流動負債等合計
流動負債… a	452, 822	決算書 (流動負債合計)
控除企業債等… b	208, 017	決算書 (流動負債・企業債)
控除未払金等… c	0	
控除額… d	0	
控除引当金等… e		宅地造成事業のみ記入
PFI建設事業費等… f	0	
土地前受金… g		宅地造成事業のみ記入
(2) 算入地方債	0	
(3) h - i - j + k (-l)	729, 915	流動資産等合計
流動資産… h	729, 915	決算書 (流動資産合計)
控除財源… i	0	
控除額… j	0	
貸倒引当金… k		宅地造成事業のみ記入
土地評価差額… l		宅地造成事業のみ記入
(4) 地方債残高		宅地造成事業のみ記入
(5) 長期借入金		宅地造成事業のみ記入
(6) 令第3条第1項の額・令第4条の額 (1) + (2) - (3)	-485, 110	正の値のみ資金不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。
(7) 解消可能資金不足額	0	
(8) 資金不足額・剰余額 (6) - (7)	485, 110	剰余額
(9) 資金不足額	—	
(10) 営業収益の額 - 受託工事収益の額	1, 970, 229	決算書 (医業収益)
うち指定管理者利用料金	—	指定管理者制度未導入
(11) 宅地造成事業のみ		宅地造成事業のみ記入
(12) 事業の規模	1, 970, 229	医業収益 - 受託工事収益
資金不足比率 ((9) ÷ (12), %)	—	該当無し (資金不足額なしのため)

「令」とは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」のことをいう。

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(資金不足額は負の値で表示)、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。